

中堅・中小企業の賃上げ支援策について

令和7年2月17日

近畿経済産業局

目次

1. 賃上げ

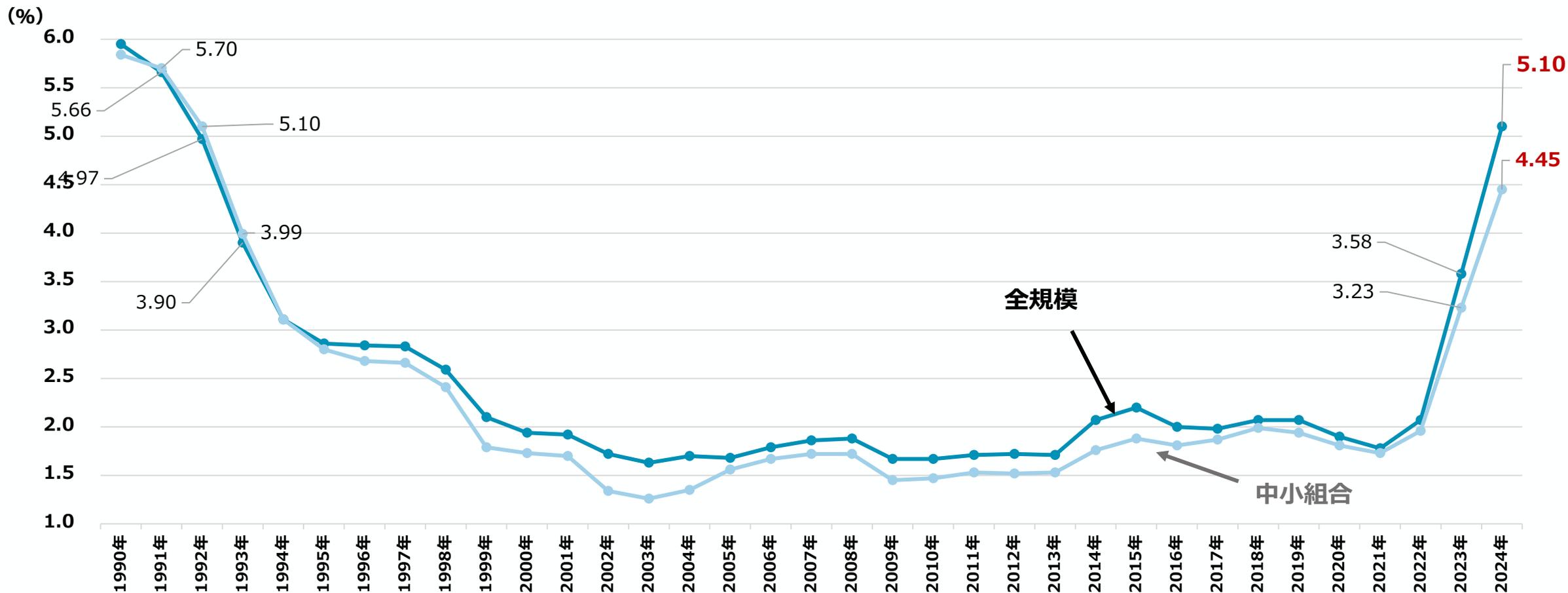
①賃上げの環境整備

- ・ 価格転嫁対策
- ・ 生産性向上
- ・ 賃上げ促進税制

2. よろず支援拠点

賃上げの現状

- 2024年の春期労使交渉の賃上げ率（最終集計結果）は5.10%と、1991年以来33年ぶりの高い伸び。中小組合は4.45%。

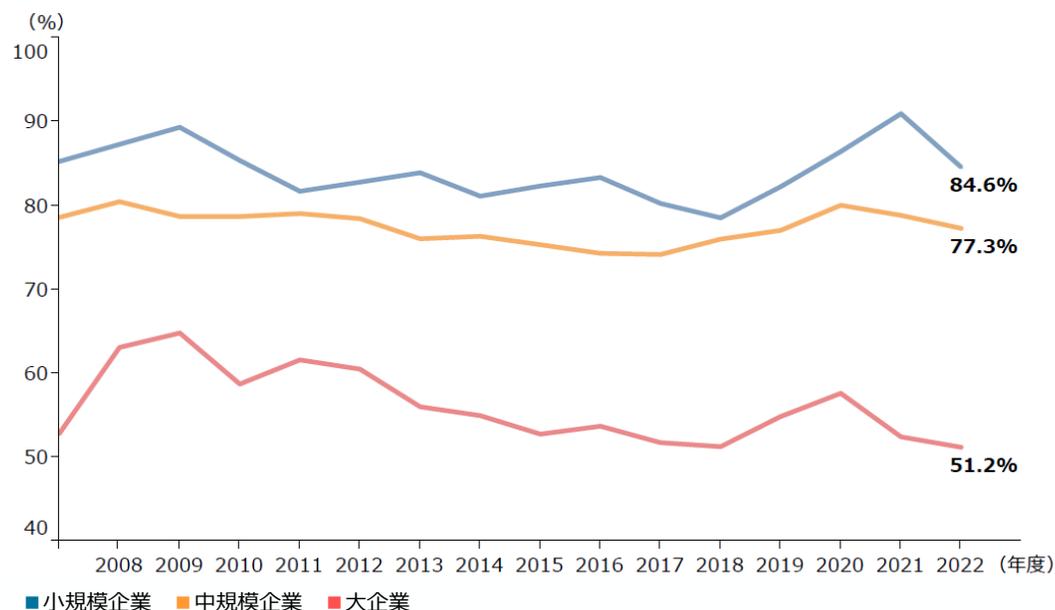


※ 1 : 調査対象は、連合加盟企業の組合。中小組合は、組合員数300人未満の組合。
※ 2 : 賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）の集計。
（出典）日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果について」

中小企業の賃上げ原資の確保に向けた「稼ぐ力」の強化

- 中小企業の労働分配率は大企業に比べて非常に高く、既に80%を超えており、労働生産性も低迷。
- 中小企業の賃上げの原資を確保するには、国内外の需要開拓や新分野展開のための成長投資、省力化やデジタル化など生産性向上のための投資を通じて、「稼ぐ力」を伸ばすことが必要。

労働分配率の推移（企業規模別）

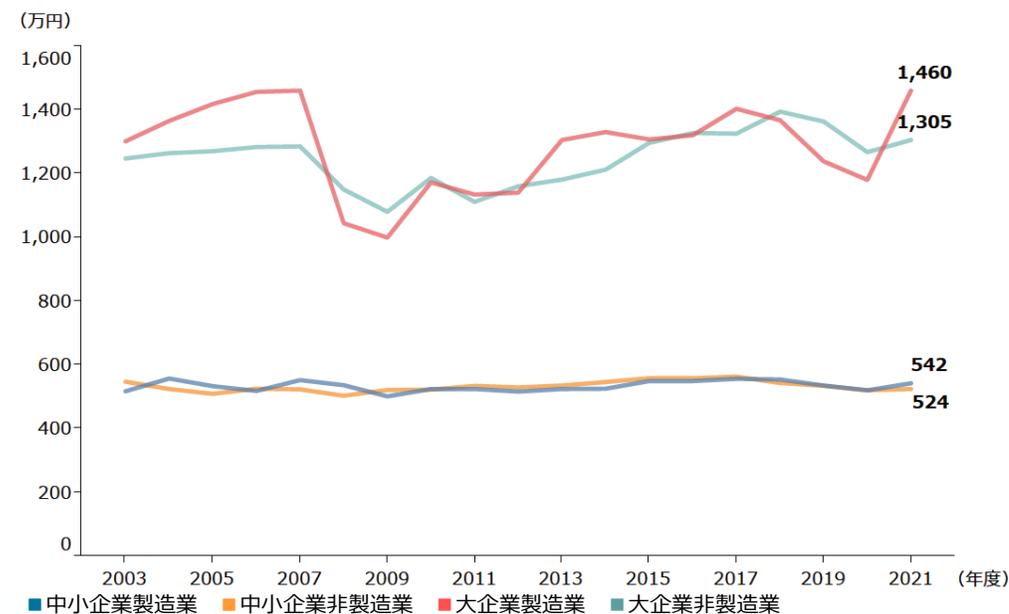


資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注)

1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満、小規模企業とは資本金1千万円未満とする。
2. ここでいう労働分配率とは付加価値額に占める人件費とする。
3. 付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋人件費（役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費）＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課。
4. 金融業、保険業は含まれていない。

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性)の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注)

1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。
2. 平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

持続的な賃上げの実現に向けた中小企業の「稼ぐ力」の強化

- ▶ 中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げには、下請法の改正・執行など適切な価格転嫁など制度面での対策に加え、生産性の向上や成長・拡大などにより、金利上昇、中小企業の「稼ぐ力」を抜本的に強化。
- ▶ このため、今般の補正予算においては、（1）地域の賃金水準への波及力がある「売上高100億企業」を恒常的に創出する新たな支援制度を創設するなど、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援するとともに、（2）地域を支える中小企業・小規模事業者の生産性向上や省力化投資等を加速化させるための支援を、令和5年度を上回る規模で実施。

【新規等】

価格転嫁対策の更なる徹底

- 下請法の改正の検討、執行強化
- 「9月価格交渉促進月間」における転嫁状況の調査等
- 業界やサプライチェーン全体での「取引適正化」



地域の賃金水準の底上げ

【拡充】

生産性向上や省力化投資等の加速化を支援

- 生産性向上のための支援制度の拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金等）
- 中小企業省力化投資補助金（カタログ補助金）の継続
- 商工団体等による支援、資金繰り支援、災害復旧支援等



地域の賃金水準の底上げ

【制度】

「売上高100億企業」など、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援

- 中小企業成長加速化補助金（仮称）の新設（売上高100億企業の創出等を強力に後押し）
- 中堅・中小大規模成長投資補助金の拡充



地域の賃金水準の引上げ

新たな取引適正化対策の全体像 ～取引段階ごとの課題への対応～

(1 価格転嫁)

取引段階 例

資本金
(例) 100億円

完成品
メーカー

資本金
(例) 10億円

組立メーカー
(一次下請)

資本金
(例) 3億円超

部品メーカー
(二次下請)

下請法
対象取引

資本金
(例) 5000万円

部品メーカー
(三次下請)

資本金
(例) 2000万円

部品メーカー
(四次下請)

課題: 頂点から、次の取引階層へ、更に深い階層への価格転嫁の浸透

課題: コスト上昇時の不十分な価格転嫁への対応。厳正な法執行

課題: サプライチェーンの深い取引階層への価格転嫁の浸透

○企業の社名公表、指導・助言等

- 発注企業ごとの交渉・転嫁の状況の公表、大臣名での指導・助言(価格交渉月間) **(1月にも実施)**

○多段階での連携(下請振興法改正)

- 3以上の取引段階にある事業者が連携した事業計画を承認・支援し、1つ先の取引先とも一体の価格転嫁を促す。

○頂点企業への要請(総理指示)

- 直接の取引先の更に先まで考慮した価格決定や、それが隔々まで伝わる情報発信を、各事業所管大臣から要請。

○行政指導の強化(新たな運用)

- 下請Gメン等が「発注者のさらに上位が問題」との声を把握した場合に協力を要請。

○下請法改正・執行強化(下請法改正)

- 「協議に応じない価格決定」等を新たに禁止する下請法改正(案)の検討。
- 下請法執行: 公正取引委員会との連携強化(個別事件ごとの早期連携)、下請Gメンによる調査結果の活用。
- 勧告を受けた企業へ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策の検討。

○法律適用の拡大

(下請法・振興法改正)

- 資本金に加え、従業員数も適用基準に追加し、対象を拡大する方向で検討。

○行政指導の強化

(新たな運用)

- 下請Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合には、迅速に注意喚起。

新たな取引適正化対策の全体像 ～取引段階ごとの課題への対応～

(2 価格転嫁以外 (代金支払、型取引、知的財産 等))

取引段階 例

資本金
(例) 100億円

完成品
メーカー

資本金
(例) 10億円

組立メーカー
(一次下請)

資本金
(例) 3億円超

部品メーカー
(二次下請)

下請法
対象取引

資本金
(例) 5000万円

部品メーカー
(三次下請)

資本金
(例) 2000万円

部品メーカー
(四次下請)

課題: 下請法対象ではない取引から、支払期間の短縮、現金払い化

課題: 支払い期間の更なる短縮、現金払い化。型取引の適正化。知財保護の徹底。

課題: 深い取引階層まで、支払迅速化等の適正適正を浸透

○企業の社名公表等の拡大

(新たな運用)

- ・ 次回3月の価格交渉促進月間で、新たに、振込手数料や割引料の受注者負担の実態も調査。発注企業ごとに結果公表。

○多段階での連携・支払改善

(下請振興法改正)

- ・ 3以上の取引段階にある事業者が連携した事業計画を承認・支援し、1つ先の取引先とも一体の支払条件改善を促す。

○行政指導の強化 (新たな運用)

- ・ 下請Gメン等が「発注者のさらに上位が問題」との声を把握した場合に、迅速な協力要請。

○手形利用の禁止、支払迅速化、型の対象拡大 (下請法改正・新たな運用)

以下の方向で検討。

- ・ 手形による代金支払いを禁止。
電子記録債権などは、支払期日までに満額現金化できないものは禁止。
- ・ 金型以外(木型・樹脂型・専用治具等)も新たに規制対象化。
型の所有権の所在にかかわらず、発注側が受注側に指示する「型の無償保管」を、下請法違反とガイドライン等に明示。

○知的財産に係る実態調査

(新たな運用)

- ・ 幅広い業種での知財取引の実態調査を行い、各種ガイドライン等の見直しを検討

○法律適用の拡大

(下請法・振興法改正)

- ・ 資本金に加え、従業員数も適用基準に追加し、対象を拡大する方向で検討。

○行政指導の強化

(新たな運用)

- ・ 下請Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合には、迅速に注意喚起。

新たな取引適正化対策の全体像

(3 商慣行も含めた、業界全体の課題への対応)

～ 個別の企業間取引の是正に加え、業界全体による、業界固有の商慣行に即した、自主的な取引適正化を促進～



課題:

- ・ 価格転嫁が厳しい業界あり。業界構造や、商慣習を踏まえた、業界全体での対応が必要。
- ・ 業界ごとに、受注者の利益を損ねる商慣習あり。(例:代金の一定割合を差引く「歩引き」、「協賛金、手数料等の強要」)

○業界ごとの自主的な取引適正化

- ・ 29業種・79の業界団体が、それぞれの取引慣行を踏まえた策定済みの自主行動計画に基づき対応。
- ・ 労務費指針など政府の対策を踏まえた適時の計画改訂や、遵守状況の調査など、業界全体で自主的に取り組む。

○業界全体での一層の取引適正化の徹底 (総理 指示)

- ・ 中小企業の価格転嫁、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃に向け、各事業所管大臣が、各業界団体へ以下を要請。
 - ① 各業界において、下請法違反が無いかの自主点検や、違反があった場合の不利益の補償
 - ② サプライチェーンの頂点となる企業や業界における
 - ・ 直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定
 - ・ それが隔々まで伝わる情報発信
 - ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守の徹底
- ※各業界団体・企業が同時に取り組むことで、業界横断で取引適正化を徹底

取引適正化に向けた施策ツール

- 原材料価格やエネルギーコスト、労務費等のコストが上昇する中、コスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で負担し、中小企業においても賃上げできる環境を整備するためにも、適切な価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。
- このため、中小企業庁として、厳正な法執行や実態把握、業界への働きかけなど施策ツールの拡充を図りつつ、公正取引委員会を始めとする関係省庁と連携の上、取引適正化を強力に進めていく。

1) 法律の厳正な執行

- ① 下請代金法(規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。)
- ② 下請振興法(望ましい取引のあり方(振興基準)を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。)
- ③ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランスに業務委託する事業者に対する規制法。取引関係のほか、労働環境整備についても2024年11月1日施行。)

2) 実態把握・相談対応

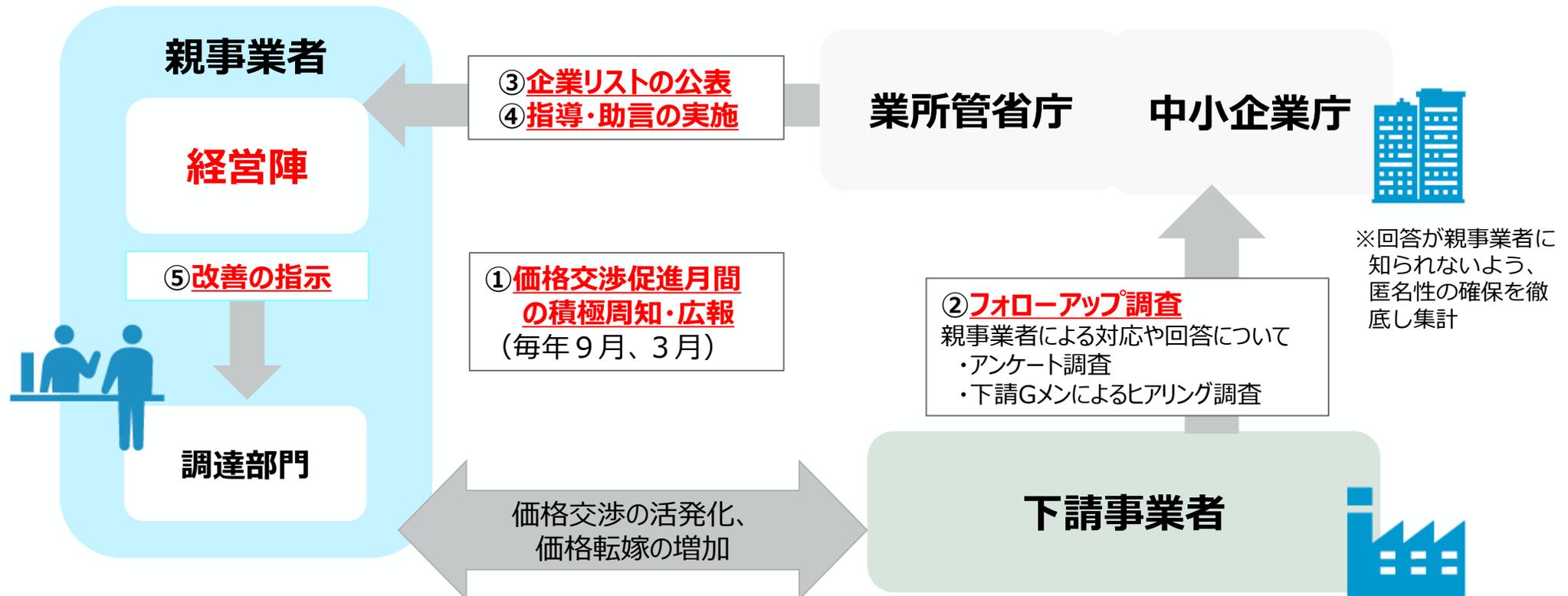
- ① 下請Gメン(R5:300名→R6:330名)によるヒアリング(年間約13,000件)
- ② 知財Gメンによるヒアリング
- ③ 全国47都道府県の下請かけこみ寺による相談対応(年間約12,000件)

3) 業界への働きかけ

- ① 業種別ガイドライン(20業種) 自主行動計画(29業種・79団体)
- ② 価格交渉促進月間(9月、3月)
- ③ 取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するパートナーシップ構築宣言(57,000社超)

「価格交渉促進月間」における取組

- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格交渉、価格転嫁を経済界全体で促すため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、経済界に周知・依頼（①）。
 - ⇒ 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**それぞれの実施状況について、中小企業に対して「**①アンケート調査（30万社）**」、**②下請Gメンによるヒアリング**を実施し、結果を取りまとめ。
 - ⇒ 業界ごとの取組状況や、社名公表等により経営陣にも関与させ、取引方針の改善に繋げてきた。
- 2021年9月に開始。昨年9月には、7回目の「価格交渉促進月間」を実施。



2024年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、**多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備**のため、2021年9月より**毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定**。2024年9月で**7回目**。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁の実施状況**について、中小企業に対して「**①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング**」を実施。必要に応じて**大臣名での指導・助言**等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、**2024年4月～2024年9月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の**価格交渉・転嫁の状況**を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 **2024年9月25日～11月11日**

○回答企業数 **51,282社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ54,430社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,166社

※参考：**2024年3月調査：46,461社**（延べ67,390社）

2023年9月調査：36,102社（延べ44,059社）

○回収率 **17.1%**（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年3月調査：**15.5%**、2023年9月調査：**12.0%**

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

○調査期間 **2024年10月21日～12月中旬**（予定）

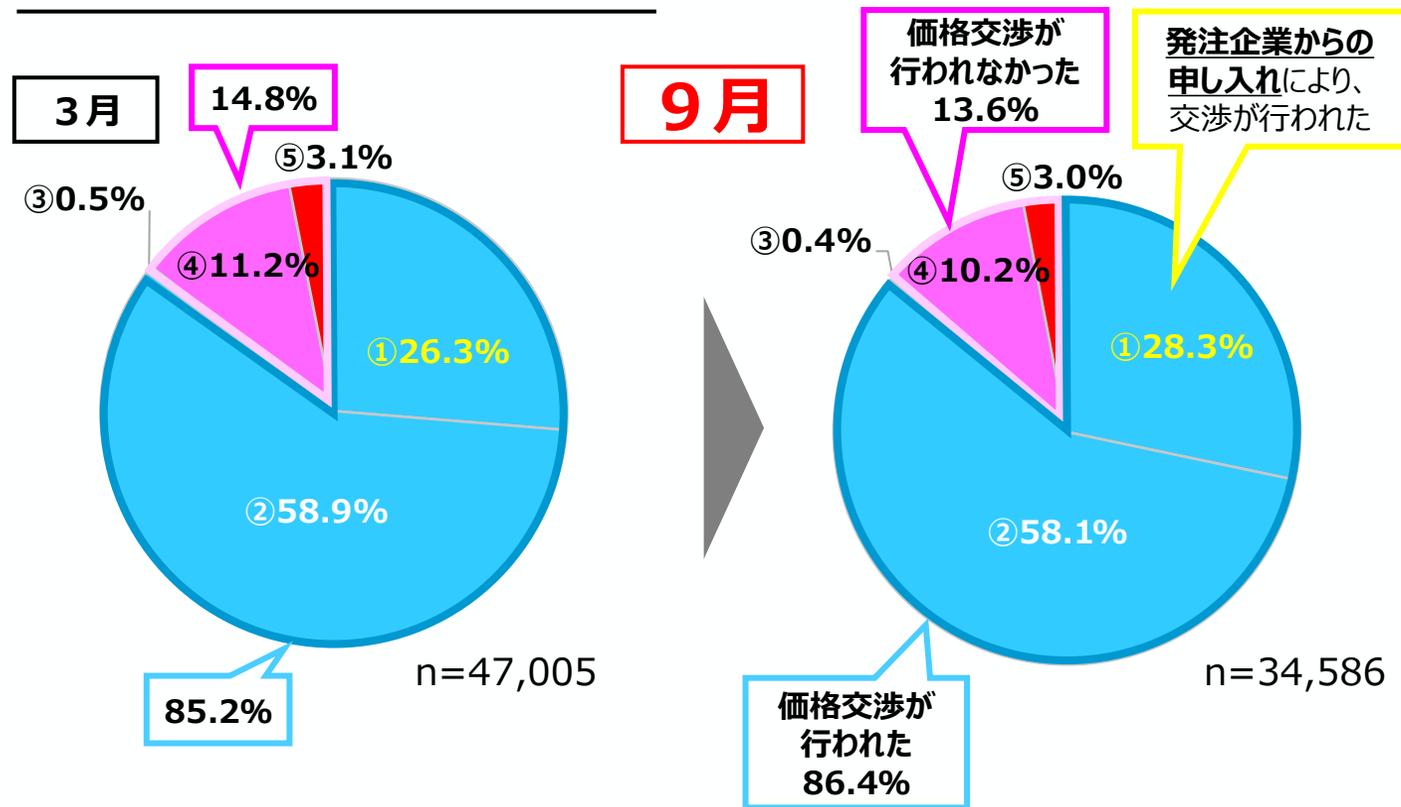
○ヒアリング件数 約2,000社（予定）

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約2ポイント増の28.3%。
 - 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約1ポイント増の86.4%。
 - 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は減少（前回14.8%→13.6%）。
- 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1.5割。引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉・転嫁への機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



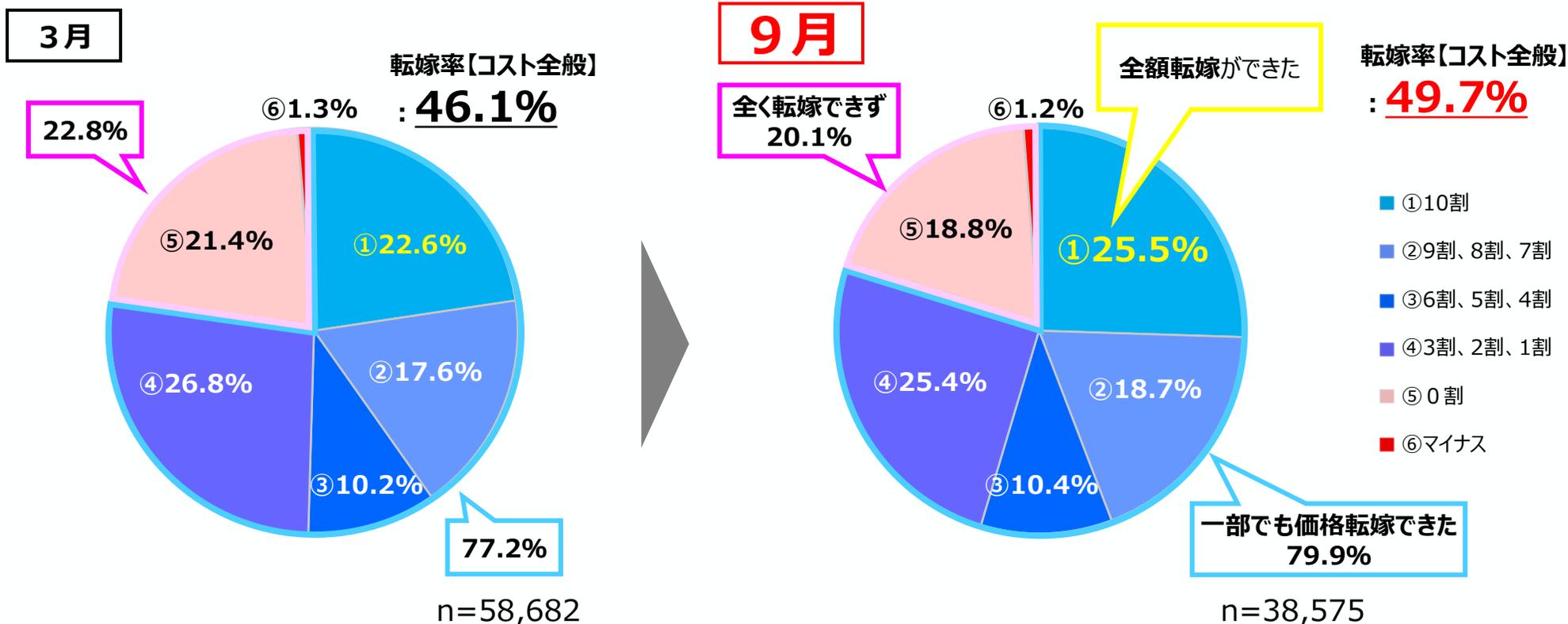
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

価格転嫁の状況【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は49.7%、昨年3月より約3ポイント増加（前回46.1%→49.7%）。
- 「全額転嫁できた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の25.5%。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）も前回から約3ポイント増の79.9%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（22.8%→20.1%）。
- 価格転嫁の状況は改善してはいるが、転嫁できない企業との二極化がみられ、転嫁対策の徹底が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



価格転嫁の状況

管内企業の価格転嫁好事例

■業種（電機・電子・情報通信機器）

・取引先から価格転嫁申請を促す通達が毎年ある。その通達に基づき価格交渉ができており、原価計算書を添付（労務費はエビデンスとして最低賃金公表資料）して申請を行った。値上げ要望をしたところ、即了承となった。好業績を継続しており、社員の賃上げは毎年実施し、2024年は春闘（中小企業）を超える水準、また賞与は複数回支給している。

■業種（繊維）

・価格交渉に際しては、自社からの申入れにより、最低賃金に関する資料等を用意して対応を進めていて、**相互の信頼関係が厚く、円滑な価格交渉ができて**いる。また、価格転嫁については、自社の技術力などを加味して上乘せしてくれた自社の要望以上で転嫁が出来ており、自社としても非常の満足のいく結果である。

■業種（設備工事・職別工事）

・自社からの申入れにより、価格交渉は良好行われた。

・取引先は下請企業の受注額に関する市場相場を把握しており、**それに基づき適正価格で末端の作業者に代金がいきわたるような見積額であるかを案件ごとに調査し、契約を締結**している。結果、10割の価格転嫁ができた。また、毎年昇給も含め賃上げを行っており、2024年は平均4%の賃上げを行った。

・**長期の工事代金は、契約締結後に賃金水準又は物価水準が変動し、変動額が一定程度を超えた場合、受注者からの申出により、請負代金額の変更を請求出来るインフレスライド制度で精算されるので、安心して工事を請けることができる。**

■業種（道路貨物運送）

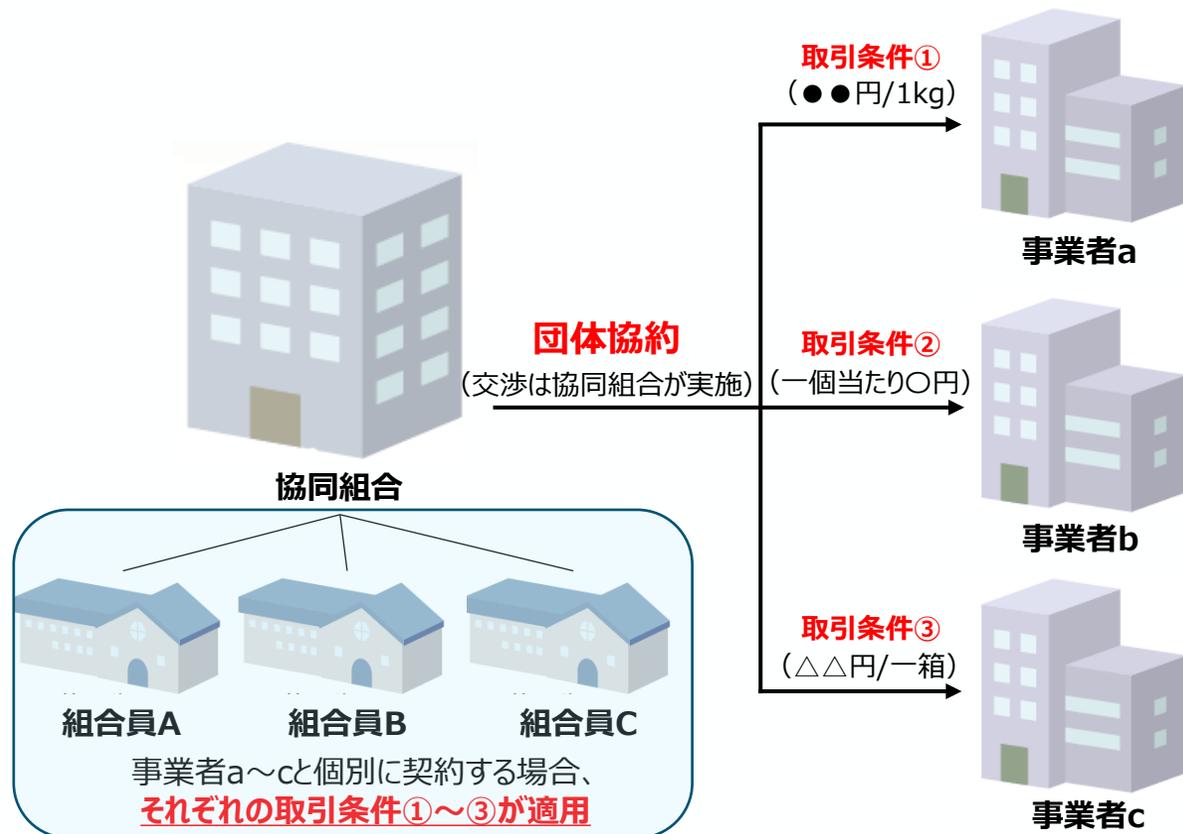
・自社からの申入れにより価格交渉が行われた。発注側企業も同じ業界であるため、コスト上昇については十分に理解しており、自社要望を100%認めてもらい、新価格が適用されている。エビデンス資料の提出は求められず、自社提示価格の内訳について口頭での説明を行った。また、**取引先の関係部門から、労務費指針に基づき価格交渉を行う旨の通知が届いた。**

団体協約について

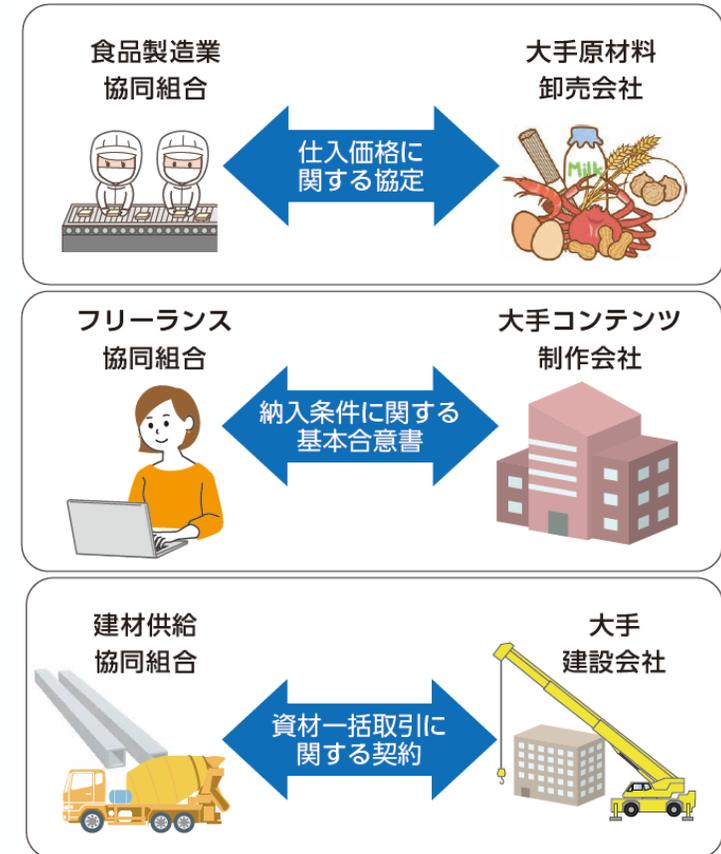
中小企業等協同組合法に基づき、事業協同組合等は、組合員と取引関係にある事業者等と、**取引価格や納入条件等の取引条件に関する団体協約**を締結することが可能であり、一定の要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となる。

また、団体協約の効果は構成員たる組合員に対して直接及び、組合員と団体協約を締結した事業者との契約のうち、**団体協約に定める基準に違反して契約した部分については、その基準に従って契約したものとみなされる。**

団体協約制度の概要



団体協約の締結例



団体協約に関するパンフレット

令和5年7月に全国中小企業団体中央会において、団体協約の概要や相談窓口の一覧等をまとめたパンフレットを作成。組合や商工関連団体等への普及啓発を進めている。

取引先との価格交渉、価格転嫁対策に組合を活用しよう！

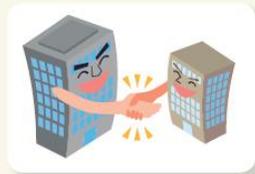
中小企業組合による団体協約、組合協約の活用

(中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合)

組合員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約等を結ぶことによって、取引条件を決めることができます。

例えば、こんな条件を決められます

- 納入する製品やサービスの最低価格
- 納品に係る支払条件 (支払期日、支払方法など)
- 納入する製品の品質、提供するサービスの最低条件



※中小企業組合による団体協約等は、中小企業等協同組合法等の定める要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となります。独占禁止法適用除外制度に関してご不明な点は公正取引委員会の相談窓口にお問合せください。

団体協約等締結の要件・効果

- ◆ 団体協約を締結できる組合は、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合 (商工組合においては「組合協約」) です。
- ◆ 団体協約を締結する組合の事業として、定款に「組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」を行う旨を定める必要があります。
- ◆ 団体協約を締結する前に、その内容を総会に語り承認を得ておく必要があります。
- ◆ 団体協約では、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号の団体協約であることを明記した書面により締結する必要があります。
- ◆ 団体協約を締結すると、その効果は組合員に対して直接及びます。以後、相手方と組合員が個別に契約する取引関係においても、団体協約に基づく契約条件が適用されます。
- ◆ 交渉が不成立となった場合、行政庁に対してあっせん・調停を申請することができます。

◆ 中小企業組合による団体協約等の相談窓口

○ 団体協約等の中小企業組合制度一般の相談について

名 称	電話番号	名 称	電話番号
北海道中小企業団体中央会	011(231)1919	京都府中小企業団体中央会	075(708)3701
青森県中小企業団体中央会	017(777)2325	奈良県中小企業団体中央会	0742(22)3200
岩手県中小企業団体中央会	019(624)1363	大坂府中小企業団体中央会	連携支援課 06(6947)4371 連携対策課 06(6947)4372
宮城県中小企業団体中央会	022(222)5560	兵庫県中小企業団体中央会	078(331)2045
秋田県中小企業団体中央会	018(863)8701	和歌山県中小企業団体中央会	073(431)0852
山形県中小企業団体中央会	023(647)0360	鳥取県中小企業団体中央会	0857(26)6671
福島県中小企業団体中央会	024(536)1261	島根県中小企業団体中央会	0852(21)4809
茨城県中小企業団体中央会	029(224)8030	岡山県中小企業団体中央会	086(224)2245
栃木県中小企業団体中央会	028(635)2300	広島県中小企業団体中央会	082(228)0926
群馬県中小企業団体中央会	027(232)4123	山口県中小企業団体中央会	083(922)2606
埼玉県中小企業団体中央会	048(641)1315	徳島県中小企業団体中央会	088(654)4431
千葉県中小企業団体中央会	043(306)3281	香川県中小企業団体中央会	087(851)8311
東京都中小企業団体中央会	03(3542)0386	愛媛県中小企業団体中央会	089(955)7150
神奈川県中小企業団体中央会	045(633)5131	高知県中小企業団体中央会	088(845)8870
新潟県中小企業団体中央会	025(267)1100	福岡県中小企業団体中央会	092(622)8780
長野県中小企業団体中央会	026(228)1171	佐賀県中小企業団体中央会	0952(23)4598
山梨県中小企業団体中央会	055(237)3215	長崎県中小企業団体中央会	095(826)3201
静岡県中小企業団体中央会	054(254)1511	熊本県中小企業団体中央会	096(325)3255
愛知県中小企業団体中央会	052(485)6811	大分県中小企業団体中央会	097(536)6331
岐阜県中小企業団体中央会	058(277)1100	高松県中小企業団体中央会	0985(24)4278
三重県中小企業団体中央会	059(228)5195	鹿児島県中小企業団体中央会	099(222)9258
富山県中小企業団体中央会	076(424)3686	沖縄県中小企業団体中央会	098(860)2525
石川県中小企業団体中央会	076(267)7711	全国中小企業団体中央会	政策推進部 03(3523)4902 振興部 03(3523)4905
福井県中小企業団体中央会	0776(23)3042		
滋賀県中小企業団体中央会	077(511)1430		

○ 中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律について
中小企業庁 経営支援部 経営支援課 03(3501)1763

○ 独占禁止法適用除外制度について
公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課 03(3581)5483

○ 組合又は組合員による個別具体的な取組みの独占禁止法上の懸念について
公正取引委員会 事務総局 経済取引局取引部 相談指導室 03(3581)5481

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。
※日本商工会議所・三村元会頭のイニシアティブの下、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。
※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加点要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。

1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄**と**新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、
⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

【共同議長】経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商会頭、連合会長

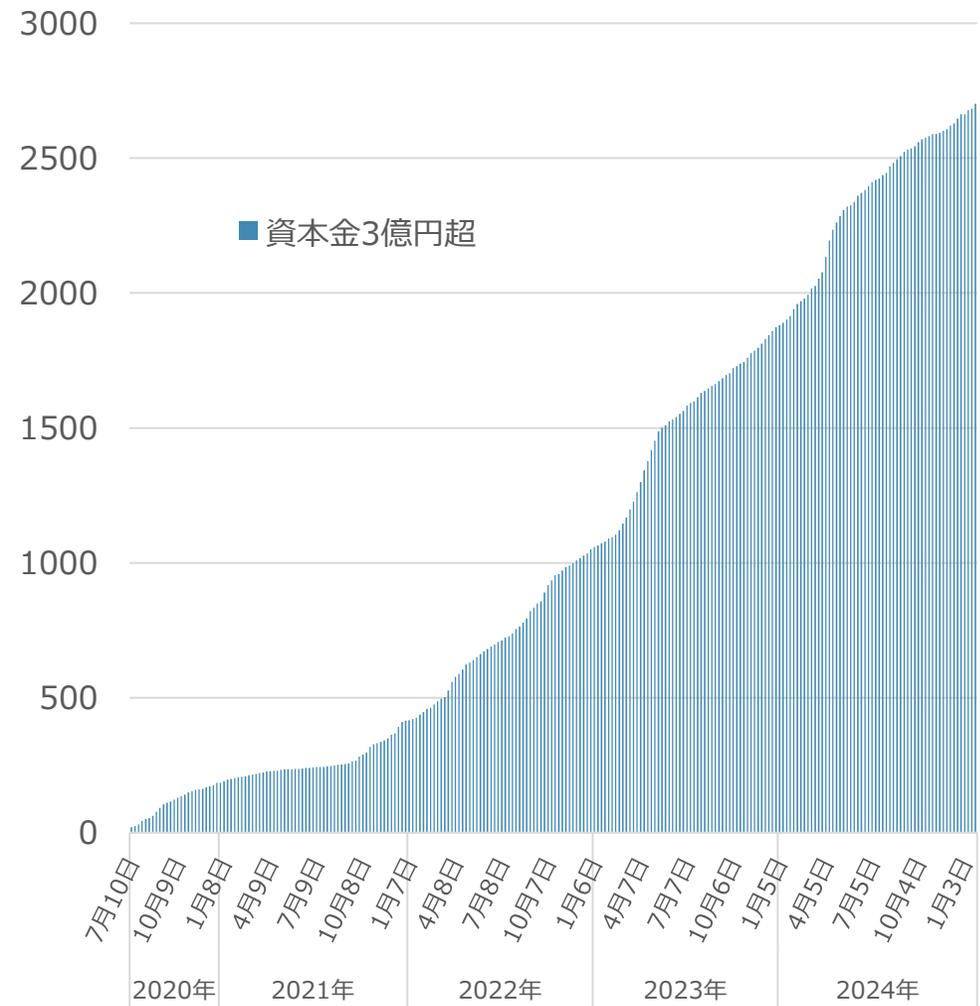
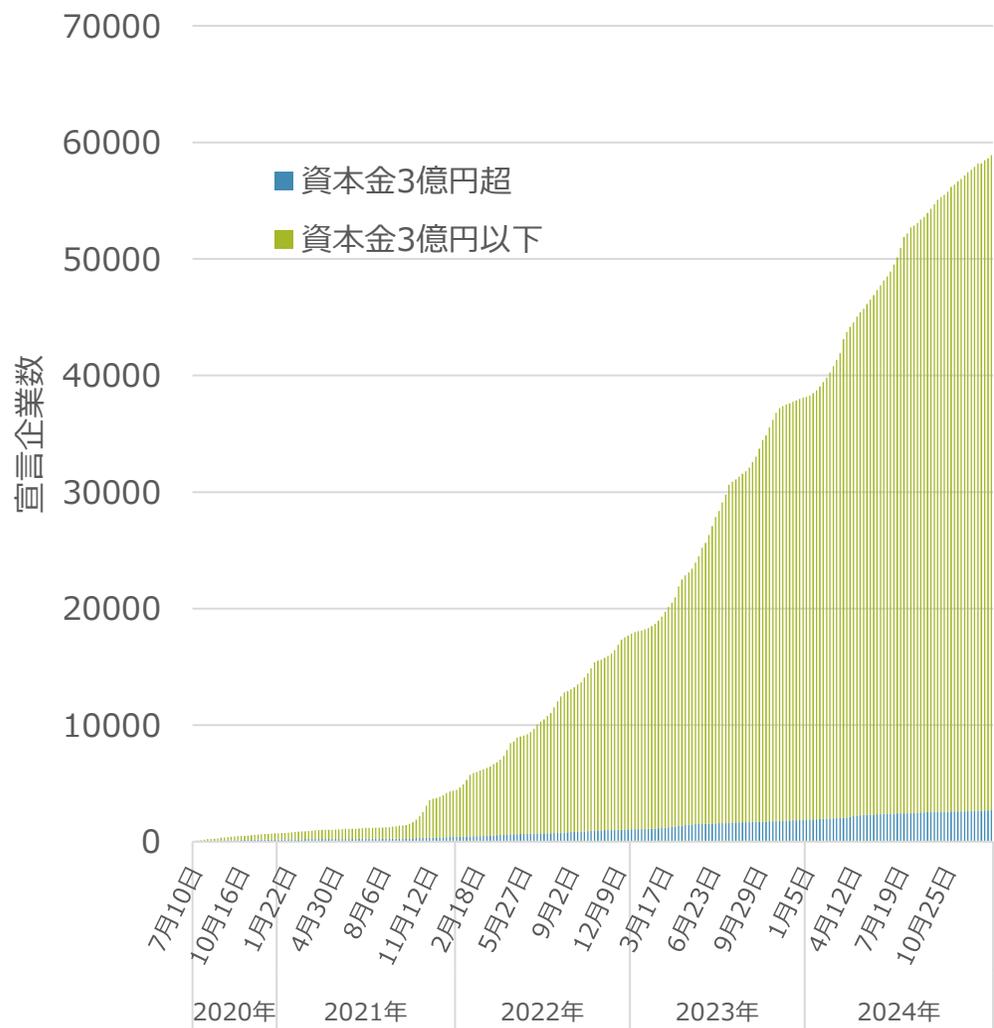
※第5回は、臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官が出席。

✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2025年1月24日時点で**58,907社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**2,701社**）

■ 宣言数の推移



目次

1. 賃上げ

①賃上げの環境整備

- ・ 価格転嫁対策
- ・ 生産性向上
- ・ 賃上げ促進税制

2. よろず支援拠点

中小企業省力化投資補助事業

3,000億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用)

中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

(2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下 200万円 (300万円) 6~20人 500万円 (750万円) 21人以上 1000万円 (1500万円)	1/2
一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6~20人 1,500万円 (2,000万円) 21~50人 3,000万円 (4,000万円) 51~100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ (小規模・再生事業者は除く。)

導入支援イメージ

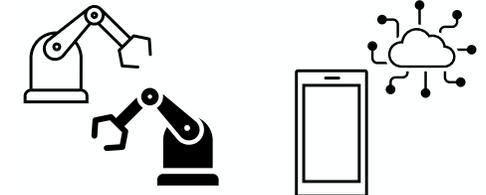
カタログ注文型

- ・自動券売機
- ・無人搬送車



一般型

- ・カスタマイズ機器
- ・ソフト+ハード



中小企業生産性革命推進事業

令和6年度補正予算案額 3,400億円

中小企業庁

(1) イノベーションチーム、企画課、総務課、経営支援課、財務課、海外展開支援室
(2) (3) イノベーションチーム (4) 小規模企業振興課 (5) 財務課

事業の内容

事業目的

中小企業は、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ、人手不足、制度対応等の事業環境変化に対応し、それらの“稼ぐ力”を強化する必要がある。こうした“稼ぐ力”を伸ばすためには、成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を促すことが重要であり、それらの成長投資や革新的な製品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施する。

(1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）

売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援する。また、新事業・新分野進出、M&A等の中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等を実施する。

(2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資等を支援する。

(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。

(4) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。

(5) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）

事業承継・M & Aに際し、設備投資等や、M & A・PMIの専門家活用費用等を支援する。

(6) 先進事例・支援策の周知広報や相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談支援やハンズオン支援を実施するとともに、国内外の事業拡大等にかかる専門家派遣等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (5)



(6) 中小企業の飛躍的成長に向けたソフト面の支援



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、給与支給額等の向上を目指す。

令和6年度補正予算案

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の概要

- 足下の賃上げ状況等を踏まえ、**基本要件を見直し**。
- 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、**補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充**。
- 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、**最低賃金引上げ特例を創設**。

予算額	令和6年度補正予算案「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数	
基本要件	<p>以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行</p> <p>① 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加</p> <p>② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上 又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加</p> <p>③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準</p> <p>④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）</p> <p>※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p>	
補助対象経費	<p><共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費</p> <p><グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費</p>	
支援内容		製品・サービス高付加価値化枠
	概要	革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備投資等を支援
	補助上限額	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）
	(特例措置)	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。）） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
	補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3
(特例措置)	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）） ・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	
		グローバル枠
概要	海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援	
補助上限額	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	
補助率	中小企業1/2、小規模2/3	

※ 3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※ 基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

IT導入補助金の概要

	通常枠		複数社連携 IT導入枠	セキュリティ 対策推進枠	インボイス枠	電子取引類型	
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入		複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入	インボイス制度に対応し、会計・受発注・決済の機能を有するITツール及びそのためのハードウェアを導入	発注者がインボイス制度に対応し、受発注機能を有するITツールを導入し、受注者が無料で利用	
	労働生産性の年平均成長率 + 3%以上増加（複数社連携IT導入枠 + 2%以上、セキュリティ対策推進枠 + 1%以上）						—
	—	給与支給総額を年平均成長率 + 1.5%以上増加かつ事業所内最低賃金が地域別最低賃金 + 30円以上	—				—
補助上限	ITツールの業務領域が1～3まで： 5万円～150万円	ITツールの業務領域が4以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)それ以外： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて 3,000万円まで	5万円～150万円	ITツール： ～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	
補助率	中小企業：1/2 ※3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の30%以上いる場合：2/3		(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)それ以外： 中小企業：2/3	小規模事業者：2/3 中小企業：1/2	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	クラウド利用料（最大2年分）	
昨年からの 主な変更点	最賃近傍事業者への補助率を引き上げ		—	補助上限額及び補助率を引き上げ	—	—	

持続化補助金の概要

小規模企業振興基本法に定める小規模企業振興基本計画において、重点施策として「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」や「需要開拓に向けた支援」が掲げられているところ。

当該施策方針に則り、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。

	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠	創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率	2 / 3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3 / 4			定額、2 / 3	2 / 3	・地域振興等機関 定額 ・参画事業者 2 / 3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）			先に加え、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関・・・人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者・・・旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費	専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費
昨年からの 主な変更点	枠から特例に移行。要件などの変更はなし。						

事業承継・M & A 補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



補助率 1/2or2/3
補助上限 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助



■ 買い手支援類型
補助率 1/3・1/2or2/3
補助上限 600万円、2,000万円※
※100億企業支援要件を満たす場合

■ 売手支援類型
補助率 1/2or2/3
補助上限 600万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用
- DD費用（DDを実施する場合、DD費用として200万円を加算）

③PMI推進枠

M & A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助



■ PMI 専門家活用類型
補助率 1/2
補助上限 150万円

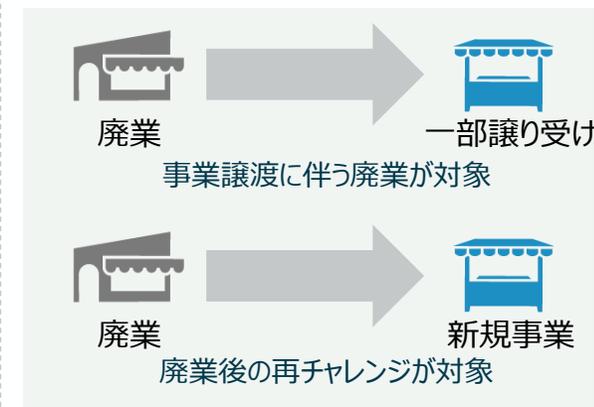
■ 事業統合投資類型
補助率 1/2or2/3
補助上限 800-1,000万円

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率 1/2or2/3
補助上限 150万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費

目次

1. 賃上げ

①賃上げの環境整備

- ・ 価格転嫁対策
- ・ 生産性向上
- ・ **賃上げ促進税制**

2. よろず支援拠点

30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。**

改正後【措置期間：3年間】

改正前【措置期間：2年間】

全企業 ※1	継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%
	+4%	15%					
	+5%	20%					
+7%	25%						

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5% 上乘せ	30%
+4%	25%			
-	-			
-	-			

中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%
	+4%	25%					

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+10%	10% 上乘せ	40%
+2.5%	30%			

中小企業 ※3	全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+1.5%	15%	+5%	10% 上乘せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%
	+2.5%	30%					

※3 中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

目次

1. 賃上げ

①賃上げの環境整備

- ・ 価格転嫁対策
- ・ 生産性向上
- ・ 賃上げ促進税制

2. よろず支援拠点

よろず支援拠点について

- 平成26年に、中小企業・小規模事業者等が、「無料」で「何度でも相談が可能」な「よろず支援拠点」を全国の都道府県に1箇所ずつ設置。
- 当時、中小企業・小規模事業者には「自社の課題が明確化されておらず、質問をしたいが、誰に質問して良いか分からない」、また、支援機関には「多様な支援機関が課題毎に存在しており、機能を有機的に結びつける機関が不在」との課題が存在。
- このため、よろず支援拠点は、（1）ワンストップ機能、（2）コーディネート機能、（3）高度な経営アドバイス機能の3機能を担うこととした。

よろず支援拠点の3機能

（1）ワンストップ機能

「どこに相談したらよいか分からない」といった中小企業・小規模事業者等に対して、よろず支援拠点の専門家が課題を整理したうえで、的確な支援機関（地域の士業やITコーディネーター、弁理士等）等を紹介するとともに、国等の支援施策の活用促進や制度改善に関する要望を汲み取る、ワンストップ窓口機能を提供する。

（2）コーディネート機能

個々の支援機関では対応できない課題について、商工会・商工会議所、金融機関等の地域の支援機関等をつなぐハブとして、総合的な課題解決に取り組む。

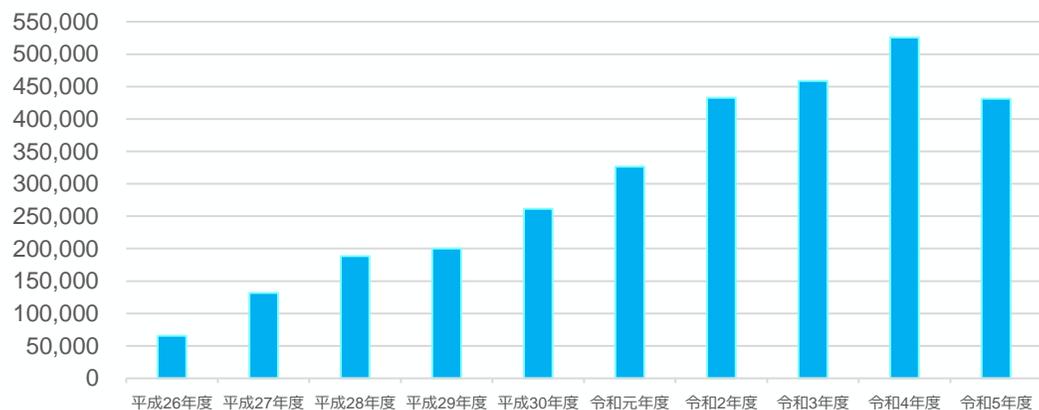
（3）高度な経営アドバイス機能

中小企業診断士やITコーディネーターをはじめとする様々な分野の専門家が、幅広い視野から、企業経営者が抱える課題の本質を見抜き、気づきを与えるとともに、市場動向やメディア戦略など企業経営の中身まで一歩踏み込んだ支援を行う。

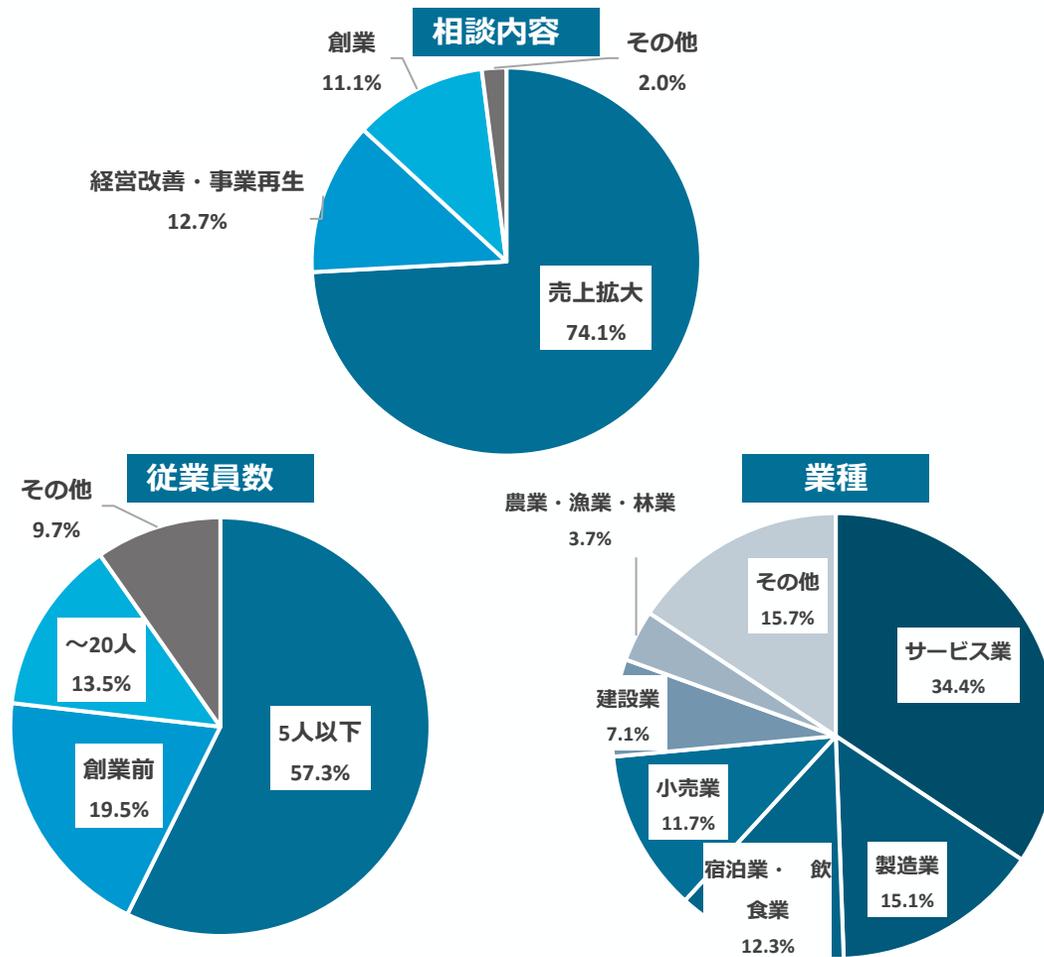
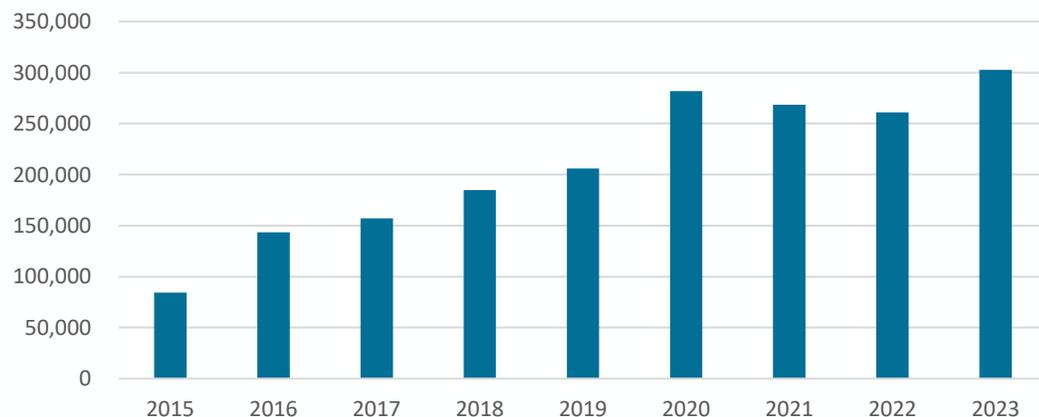
よろず支援拠点の現状

- 平成26年度に事業を開始し、令和6年度で創設から**10年が経過**。知名度の向上により、**年々相談件数は増加**。令和5年度は**40万件強**の相談対応を行った。
- **売上拡大、経営改善、創業、事業承継等の様々な経営課題**に対応。
- **小規模事業者を中心に、様々な業種の事業者からの相談**に対応。

相談対応件数（課題（中）の延べ件数）の推移



（参考）相談実績件数（相談回数の延べ件数）の推移



※ 相談内容・・・相談対応件数ベース。
 ※ 従業員数、業種・・・名寄せ後の事業者数ベース。